

森林環境税、栃木への配分 年3億1900万円 19~21年度、県が試算

2018/4/24付 | 日本経済新聞 地域経済

栃木県は、国が2019年度に森林管理を目的に導入する森林環境譲与税の県への配分総額が21年度までの3年間で各年3億1900万円にのぼるとの試算を示した。県は同様の目的で独自に県民税を徴収しており、二重課税の解消が課題になる。

スギやヒノキなど人工林の面積や自治体の人口、林業就業者などの指標を使って試算した。内訳は市町分が2億5600万円、県分が6400万円。配分額は徐々に増え、29~32年度は総額7億9900万円になる見通しだ。

国が19年度から始める森林管理制度は、森林所有者から委託を受けた自治体が林業経営者に間伐などを再委託して森林を管理する。国は費用として森林環境譲与税を各自治体に配分する。

国は森林環境税として1人当たり1000円を住民税に上乗せして24年度から徴収する。徴収開始までの5年間は、前払いの形で森林環境譲与税を配る計画だ。ただ、県は森林保全を目的に1人当たり700円の県民税をすでに徴収している。国税との二重課税の解消に向け、制度見直しが必要との声も上がっている。

<訂正> 24日付「栃木への配分319億円 森林環境税、県が試算」の記事と見出しで「配分総額が21年度までの3年間で319億円」とあったのは「配分額は21年度までの3年間で各年3億1900万円」、「市町分が256億円、県分が64億円」とあるのは、市町村分2億5600万円、県分6400万円の誤りでした。また「29~31年度は総額799億円」とあるのは「29~32年度は各年7億9900万円」の誤りでした。(2018/4/24 16:07)

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.